

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号）は、指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう適切な措置を講じ、業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定公共機関に対しては新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定公共機関である京成電鉄株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

京成電鉄株式会社

「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法
 - ・政府想定を踏まえ、各部門における業務の優先順位及び社員等の出勤状況に応じ、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
 - ・新型インフルエンザ等の発症状況に応じ、必要な人員を確保し、列車運行の継続を図る。
- (2) 感染対策の検討・実施
 - ・発生段階毎の対策項目に従い、感染対策を実施する。
 - ・職場における感染対策を実施する。
 - ・感染拡大防止のため、行政機関と連携した対応を行う。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制
 - 新型インフルエンザ等の発生段階に伴い、新型インフルエンザ等の対応について協議するため、新型インフルエンザ対策総本部・対策本部（対策総本部長：社長、対策本部長：鉄道本部長等）を設置する。
- (2) 情報収集・共有体制
 - 国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、発生の段階や状況に応じて臨機応変に対応し、その情報を早急に社員その他必要な者に周知する体制を確保する。
- (3) 関係機関との連携
 - 新型インフルエンザ等対策業務を実施するにあたり、関係機関との連携を図る。

3. その他

- (1) 教育・訓練

- ・社員等に新型インフルエンザ等の基本的な感染対策の教育と、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するように努める。
 - ・新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて有機的に連携させるように配慮する。
- (2) 計画の見直し
- ・適宜この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。

以 上